

平成30年 9 月 / 8 日

みなかみ町議会議長 小野 章 様

町長 前田善成君に対する不信任決議の動議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、動議を提出します。

提 出 者	みなかみ町議会議員	久保 秀雄
賛 成 者	みなかみ町議会議員	高橋 視朗
〃	みなかみ町議会議員	本多 公保
〃	みなかみ町議会議員	茂木 浩志
〃	みなかみ町議会議員	阿部 清
〃	みなかみ町議会議員	鈴木 美香
〃	みなかみ町議会議員	中島 信義
〃	みなかみ町議会議員	石坂 雄
〃	みなかみ町議会議員	小林 洋
〃	みなかみ町議会議員	阿部 賢
〃	みなかみ町議会議員	牧田 直己
〃	みなかみ町議会議員	森 健治
〃	みなかみ町議会議員	鈴木 初夫
〃	みなかみ町議会議員	山田 庄一
〃	みなかみ町議会議員	窪田 金久
〃	みなかみ町議会議員	高橋 久美子
〃	みなかみ町議会議員	高橋 市郎

町長 前田善成君に対する不信任決議（案）

5月2日に前田町長に対するセクハラ疑惑が報じられ、4か月余りが経過している。

マスコミ等で大きく報道され、みなかみ町の信用、信頼は大きく失墜している。また観光地としてのイメージも傷つき秋の観光シーズンを迎え、観光に携わる方々から不安の声が聞かれる。

この間、議会は事態の收拾を図るべく、5月10日に開催された臨時議会で辞職勧告決議を全会一致で可決し、議会は議長、副議長を先頭に再三にわたり、辞職を促してきたが町長は応じず、7月27日の臨時議会では不信任決議が可決されている。

町長は8月6日、RDFが争点と言って議会を解散したが9月12日の議員懇談会の席で4月までは推進してきたと認めており、争点となりようはずもない。

町長は9月10日突如辞意を表明し、辞職の理由を議会議員選挙において自身が応援した候補の多くが落選をし、その責任を取るというものである。町政、議会を混乱させた責任の所在に一言も触れていない。本来町長は町全体を俯瞰する立場になければならない

この事案が報道されて以来、多くの町民は1日も早い町政の正常化、信頼の回復を望んできた。

町長は多くの町民の声を無視し、期待を裏切り何ら責任のない議会を解散するという行為を行い、更に町政を混乱させ、町民を落胆させた。

町長は事案発生以来、町民、議会ともまともに向き合おうとせず、町政への信用、信頼を大きく失墜させ、行政の停滞を招いた責任は計り知れない。

よって前田善成君の不信任を決議する。

平成30年9月18日

群馬県利根郡みなかみ町議会

発議第14号

町長前田善成君の退職の件

上記議案を地方自治法第145条の規定により提出します。

平成30年9月18日 提出

みなかみ町議会議長 小野 章一

退職申出書

私事、一身上の都合により、みなかみ町長を退職いたしたく平成三十年九月十日付でみなかみ町議会事務局長高橋康之あて辞表を提出いたしました。法定退職となる期日前である平成三十年九月十八日をもって退職したいので申し出ます。

みなかみ町議会議長 小野 亨一 様

平成三十年九月十八日

みなかみ町長 花田 善成



発議第 16 号

議員派遣の件について

上記議案を地方自治法第 100 条第 13 項及び、みなかみ町議会会議規則第 129 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 30 年 9 月 21 日 提出

みなかみ町議会議長 小野 章一

議 員 派 遣 の 件

次のとおり、議員を派遣する。

1. 全国町村議会広報研修会参加

- (1) 目 的 議会だより編集に資するため
- (2) 派遣場所 東京都千代田区
- (3) 期 間 平成30年10月10日(水)
- (4) 派遣議員 鈴木 美香、阿部 清、窪田 金嘉
本多 公保、高橋久美子、森 健治、
中島 信義

2. 県町村議会議員研修会参加

- (1) 目 的 円滑な議会運営に資するため
- (2) 派遣場所 吉岡文化センター
- (3) 期 間 平成30年10月26日(金)
- (4) 派遣議員 全議員

3. 町村監査委員全国研修会

- (1) 目 的 監査事務に資するため
- (2) 派遣場所 東京都港区
- (3) 期 間 平成30年11月1日(木)から2日間
- (4) 派遣議員 久保 秀雄

4. 県町村議会広報研修会参加

- (1) 目 的 議会だより編集に資するため
- (2) 派遣場所 市町村会館
- (3) 期 間 平成30年11月14日(水)
- (4) 派遣議員 鈴木 美香、阿部 清、窪田 金嘉
本多 公保、高橋久美子、森 健治、
中島 信義

5. 県関係国会議員との懇談会・全国町村議会議長会全国大会

- (1) 目 的 円滑な議会運営に資するため
- (2) 派遣場所 東京都渋谷区
- (3) 期 間 平成30年11月20日(火) から2日間
- (4) 派遣議員 小野 章一

発議第 17 号

群馬大学医学部付属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める
意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により
提出します。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

みなかみ町議会議長 小野 章一 様

提 出 者 山 田 庄 一

賛 成 者 茂 木 法 志

〃 窪 田 金 嘉

〃 森 健 治

〃 石 坂 武

(例)

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取組の実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

ついては、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

〇〇町（村）議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	